

座右の鏡

豎譽

十頭字街

一一 重盛父を課む 一

主馬判官盛國この有様を見て、あなあさましと思ひければ、急き小松殿へ馳せ参り、「世は既にかうと見え侍り、入道殿御

させなが

させながを召されたり、公達も侍も悉く打立たれたり。法住寺殿へ御参動りて、法皇を鳥羽の御所に移しまあらすべしと披露候へども、實は西國の方へ御幸あるべしと内々承りつれ。いかに此の御所へは御使は進らせられずやらん」と申しければ大臣大に騒き給ひて「使者はありつれども、何事かはあるべきと思ひつるに、今朝の入道のけしき、さる物狂はしき事もあるらん」とて急き西八條へ參られけり。

其の時も猶今朝の姿にて、烏帽子直衣にて、物具したる者をば一人も具し給はず。差入りて見給へば、入道既に腹巻を着給ひける上は、一門の月卿・雲客數十人、各思ひ思ひの鎧直垂に色々の鎧着で中門の廊に二行に着坐せられたり。諸

國の受領などは縁に居そばれて、庭にもひしと並み居た

直衣
腹巻

月卿雲客

稜

奴袴

輒し

丞相
凶徒

り。馬の腹帶強くしめ、手綱打懸け、旗竿引きそばめ、熊手・薙刀手々にさゝげ、冑を前に置きて、主人あといはゞ郎等さと出づべき體なりけり。

小松大臣は烏帽子直衣に、奴袴の稜取りさやめき、入られければ、人々事の外にぞ見奉る。右大將宗盛出向ひて内府の直衣の袖をひかへて「是程の大事出來て、入道どに甲冑を寄せられ候上は、御裝束何様にか候べき」と宣ひければ「何事があるべき。朝家の重事をこそ大事とは申せ、これは私事なり。入道の物狂の至る所か、武具を帶することと輒からず。重盛惣に其の職に居ながら甲冑を着んこと太だ然るべからた。就中近衛大將は世の重んずる官なり。夷賊朝家を亂り、凶徒勝に乗りて御方敗れんとせん時は、たとひ丞相の

位に居るとも、自ら禦き戦ふべし。然るを敵方もなし、其の仁も知ら協何に向ひてか合戦すべき。沙汰の趣尤も以て不審なり。」とて尻目にかけて通られければ、宗盛苦々しく思ひ給ひ、歸り入り給ひぬ。



内府内へ入り給へば、入道これを見給ひて、子ながらもさすがあの貌に物具して相向はん事おもはゆくや思はれけん、物具脱き置く立て腹巻の上に薄墨染の素絹の衣を引懸けて出で給ひたりけるが、胸板の金物のはづれて

見えけるを、かくさんと頻りに衣の胸を引違へ引違へし給ひければ、引き綻ばかしていとやきらめきて見えけり。

入道はへらぬ體にて、抑、此の間の事、西光法師に委しく相尋れば、成親卿の謀叛は事の枝葉なり、實は観慮よりと承れば世の鎮らん程、暫く法皇を迎へ奉り、片邊に御幸なし進せんと存ず。大方近來いとしもなき者共が近習者し、下駄上して折を待ち時を伺ひて、種々の事を勧め申すなる間に、御輕々の君にては、向後とても打解け奉るべきにあらず。されば申し合はせ奉らばやと存じて使者を進らせたるに、いがなる遲参候ぞや。」と宣ひけり。小松殿は弟の右太將宗盛より上座し給ひ、檜扇半ばがり披き使ひ給ひけるが、入道の言を聞き給ひ、雙眼より涙をはらくと流し、暫く物も宣

近習者
下駄上

檜扇

はず、先づ興醒めておはしければ、入道又物もいはず、一門の殿原なりを鎮めて音もせず、庭上の軍兵等皆畏つて候ひけり。

二三 重盛父を誅む 二

疊紙

栗散

解脱幢相

内府やゝ暫くありて直衣の袖より疊紙をとり出し、落つる涙をおし拭ひ申されけるは、左右の仔細は暫く閣き、この御貌を見進らすること現とも存じ候はね。流石我が朝は邊鄙栗散の境とは申しながら、天照大神の御子孫國の主として天兒屋根命の御末朝政を掌り給ひしより以來、太政大臣の官に昇れる人甲冑を着すること輒かるべしとも覺えず。就中出家の御身なり。夫れ三世の諸佛の解脱幢相の法衣

破戒無

旁

普天の下
率土の濱

を脱きすべて、忽ちに弓箭を帶し給はんこと、内には破戒無慙の罪を招き給ひ、外には又仁・義・禮・智・信の法にも背き給ふと覺ゆ。旁恐ある申し事にて候へども、暫く御心をしづめて重盛が申す條を具に聞し召され候へ。先づ世に四恩といふ事あり、一に天地の恩、二國土の恩、三に父母の恩、四に衆生の恩これなり。其の中に尤も重きは朝恩なり。普天の下王土にあらずといふことなく、率土の濱王臣にあらずといふことなし。就中我が一門は忝く桓武天皇の苗裔葛原親王の後胤とは申しながら、中ごろよりは官途も打下つて、下國の受領をだにも宥されもこそ有りけるに、刑部卿殿徳長壽院造進の勸賞によつて、家に久しく絶えたりし内の昇殿をゆるされける時は、萬人唇を反しけるとこそ傳へ承り

蓮府槐門

濫

讒人

候へされども御身は既に先祖にも未だ拜任の例を聞かざりし太政大臣を極めさせ給ひ、重盛が暗愚不才の身を以て蓮府槐門の位に至る。加之國郡半ば一門の所領となり、田園悉く一家の進止たり。これ希代の朝恩に候はずや。今此等の莫大の御恩を忘れて、濫がはしく君を傾け奉らんと思召し立つこと、天照太神・正八幡宮の神慮にも定めて背き給ふべし。朝恩に背く者は近くは百日、遠くは三年をすござすとこそ申し傳へて侍れ。昨日迄は人の上にこそ承りつるに、今日は我が身にかかりなんとす。然れども當家の運命未だ盡きざるによりて、讒人既に召し捕へられたれば、何の恐か候ふべき。大納言以下の輩に所當の罪科を行はれ候はん上は、退いて事の由を陳じ申させ給ひて、君の御爲には愈々奉公の忠勤を盡し、人の爲にはますく撫育の哀憐を致させ給はゞ、佛陀の加護に預り、神明の冥慮に背くべからず。神明佛陀の感應あらば、君もなどか思し召し直す事のなかるべき。濫がはしく法皇を傾け進らせんとの計らひ、かたゞ然るべからづ。重盛に於ては御供仕るべしとも存じ侍らず。『父命を以て王命を辭せず、王命を以て父命を辭す。』といふ本文あり。又君と臣とを並べて親疎を別つ事なく君に付き奉るは忠臣の法なり。重盛六位に絞せられてより今三公に至るまで、朝恩の重きことを思へば、千顆萬顆の珠にもこえつべん。一年六條判官爲義をば、子息下野守義朝承つて、朱雀大路に引出し、首を刎ねたりしこそ、勅定の忝さとはいひながら、惡逆無道の至、口惜しき事かなと

加護
冥慮

絞

には愈々奉公の忠勤を盡し、人の爲にはますく撫育の哀憐を致させ給はゞ、佛陀の加護に預り、神明の冥慮に背くべからず。神明佛陀の感應あらば、君もなどか思し召し直す事のなかるべき。濫がはしく法皇を傾け進らせんとの計らひ、かたゞ然るべからづ。重盛に於ては御供仕るべしとも存じ侍らず。『父命を以て王命を辭せず、王命を以て父命を辭す。』といふ本文あり。又君と臣とを並べて親疎を別つ事なく君に付き奉るは忠臣の法なり。重盛六位に絞せられてより今三公に至るまで、朝恩の重きことを思へば、千顆萬顆の珠にもこえつべん。一年六條判官爲義をば、子息下野守義朝承つて、朱雀大路に引出し、首を刎ねたりしこそ、勅定の忝さとはいひながら、惡逆無道の至、口惜しき事かなと

めいろ

存候ひしが、正しく御覽ぜられし事ぞかし。人の上の様に淺ましく悲しかりし事の、今日は重盛が身の上にまかりなりぬる事よと存するこそ、心憂く覚え候へ。悲しき哉、君の御爲に奉公の忠を致さんとすれば、めいろ八萬の頂より猶高き父の御恩忽ちに忘れなんとす。痛ましさかな、不孝の罪をのがれんとすれば又朝恩重疊の底極め難し。君の御爲に不忠の逆臣となりぬべし。『君君たらずと雖も臣以て臣たらざるべからず、父父たらずと雖も子以て子たらざるべからず。』といへり。彼といひこれといひ、進退こゝに谷れり。只末代に生を受けて、かゝる憂目を見る重盛が果報の程こそ口惜しけれ。されば申請くる處御承引なくして、猶院參あるべくば、只今重盛が頸を召さるべく候。所詮院中

をも守護仕るべからず、惡逆の咎のがれ難し。又御供をも仕るべからず、忠臣の儀忽ちに背き申し候。人一人に仰せ付けられて御つばに引出されて、重盛が首を刎ねられん事安き事にこそ候へ。人々これをいかゞ聞き給ふや。』とて又直衣の袖を絞りつつ泣くく諫め申されけり。これを見給ひける一門人々も涙を流し袖を絞らぬはなかりけり。

(源平盛衰記)

一四 平重盛論

小松の内府重盛は、げに智仁勇兼備の大臣なりき。是の點より見れば、彼は平家第一等の人物と謂ふべかりき。唯理に明らかなるに較ぶれば、其の意は寧ろ弱く、其の情は寧ろ

弱かりき。彼が其の材能を發揮して遺憾なからんが爲には、少くとも其の意志は、更に數層の強烈を要したりき。加ふるに、早く佛説に歸依して現世の無常を觀せしが爲に、奉公の大義に於て聊か缺くる所あるを免れず。是の人にして是の弊あり、洵に惜しむべしとなす。

四十三年の齡は、重盛に於て決して短きにのも非ざりき。平家の興るや、彼實に其の樞軸たり。平家の榮ゆるや、彼實に其の柱石たり。彼の一生は其の父入道と共に、平家史の大半を語るものなりき。清盛心剛に情強く、眞に一世の豪傑なりしが、其の事を成すに當りて、重盛に待たざること殆どあらざりき。戰陣に臨みては、危きを矢石の間に救ひ、帷帳に參しては、畫策を百里の外に運らし、世靜まれば儀禮彼

歸依

柱石

帷帳

宗師

提唱

公よりて備はり、道衰ふれば大義彼によりて正されき。彼は啻に平家一門の柱石たりしのみならず、又世道の名鑑たり、君國の宗師たりき。藤氏衰へてより世に人傑なし。重盛實に其の第一の人なりき。

惡源太、義平と紫宸殿の階下に鬪ひし重盛は、如何に勇ましかりけん。彼武藝に於て人後に落つるものに非ざりき。

信賴平家の不在を窺うて亂を起すや、熊野參詣の途上にありし清盛を始め平家の一族は、寧ろ西國に走りて再舉を圖らんと欲したりき。彼の時平家にして直ちに都に歸らざりせば、天下の事略知るべきのみ。是の時に當つて衆論を排して入京を唱へ、大義名分を提唱して士氣を鼓舞したるは實に重盛なりき。されば平治の勝を論ずれば、當に功一

開山

級たるべきもの實に重盛なり。唯是の一勝あり、平家の勢はさながら蛟龍の雲に乘じたるが如きものありき。されば是の氣運を致したる重盛こそは、正しく一門興隆の開山とも稱すべけれ。

世は既に平家の世となりて、四海の權柄入道が掌裡に在り。重盛が天分ますく其の高きを加へぬ。今や彼一武人にあらずして朝廷の輔弼たり。公私内外の間に處して君國の大事を辨すべきもの實に彼を待つて始めて人ありき。其の男資盛、關白の儀仗を冒して辱められし時、入道は大に怒りて暴慢の復讐を試みしが、重盛は深く慚愧し、資盛を放つて世に謝しき。鹿が谷の事ありて成親の斬られんとせし時、一國の重臣、私門の成敗に任すべからざるを説破せじ

我執
沮む

も重盛なりき。事延いて法皇幽閉の舉あらんとするや、四恩の妙理を引いて君臣の大義を訓へしもの亦重盛なりき。入道が我執の一念は幾度か是が爲に沮まれて、君國の事爲に僅かに安らけきを得たり。かゝる間に忠孝の兩全を期し、公私の事無きを謀れる重盛が心事の如何ばかり苦しかりしかば、察するに餘りありと謂ふべし。あはれ、入道が榮華は壯大極まり無がりしが、其の裏面かは其の愛子を犠牲とせる慘憺たる悲劇ありき。重盛年尙壯にして夙に厭世の心を動かし、早く佛說に歸依して來世を希求せしもの、其の際遇のおのづから然らしめし所、其の情や憐むべしとせ

悲劇

む。

されど彼の佛説に歸依せし事は、寧ろ恨事なりしと謂はざるを得ず。彼身は一國の大臣として奉公の大義を辨ずるもの、宜しく忠を勵み道を盡し、斃れて而して後已むべきなり。洵に忠孝兩全の歎ありて、骨肉の私情流石に絶ち難きものありしとも、事體の大小云爲の先後必ずしも辨じ難からず。何ぞ妄に一身の安慰を冥々の後にのみ求むべしとせん。是の難關に當りて能く功を擧ぐるもの、眞に人傑といふべきなり。重盛たるもの輕々しく事局を廻避して自ら全うすべからざりしなり。彼の熊野に禱る詞を見るに、要は「一門の榮華永きを保たじ、寧ろ死して其の末路に遭遇せざらん」と謂ふにあり。何ぞ其の願の私情に拘ることの

云爲

理義

多くして、公義に盡すことの少きや。彼の一身は公私内外の望の依つて繋るところ、君は以て泰きを得、父は以て正しきを得、洵に一門の柱石、一世の儀表たり。彼死せば入道が暴横はさながら悍馬の御に離れしが如くならん。帝座の危きや知るべきなり。彼死せば一家の望立どころに世に離るべし。一旦事ある日、誰か擁護の任に當るべき。一門の危きや亦知るべきなり。重盛一身を以て是の大局を保持す、苟も其の任を知り、責を重んずるもの、何ぞ區々の私情の爲に逃避すべけんや。重盛其の希世の聰明を以てして、如何ぞかばかりの理義を辨ぜざらん。辨じて而して尙是を敢へてせざるものは、其の佛説に歸依したるの致す所謂はざるべからず。是重盛に取りて一大恨事に非ずして

何ぞ。

世の忠孝の龜鑑として重盛を論ずるものは、吾人の同志し能はざる所なり。其の情や憐むべし、其の行やすなはち大に未だし。殊に平家盛衰の側より見れば、自ら求めて其の身を殺したるは、即ち自ら求めて其の家を亡したるに等し。入道心剛なりと雖も、齡已に耳順を越ゆ、其の身後に於て、誰か一門統率の任に富るべき。凡庸宗盛の輩の素より爲す無きこと、重盛の明を待つて知らざるなり。加ふるに諸國の源氏外に機を窺ふあり。院宣一たび下らば、天下の事俄に知り難し。重盛此の危機に際して、何ぞ自ら重んぜざりしや。文覺の賴朝に説ける言に曰く、「平家には小松の大臣殿こそ心も剛に謀も勝れておはせしが、平家の運命茲に極

まれるが、去年の八月薨去せられぬ。今は何の憚る所も御邊一度起つて麾かば、天下靡然として従はん」と。平家の存亡一に重盛の上に懸りしこと、亦以て想ふべきに非ずや。あれは世は如何にもなりなん、唯力を盡し忠を勵みても猶及ばざらん時、かねて亡き身のせん術ながらめやは。さるを君父を捨て、門下を去り、偏に一身の安慰を未來に祈願せるこそ心得ね。吾人是に至りて遂に重盛を辯護するの辭を知らざるなり。

(高山林次郎)

院宣
耳順

永生

二五 死と永生